

## 不当な取引に係る遵守事項のガイドライン

「第 13 条の【想定される取組み】」にて記載されている内容の解釈について

キャッシュレス・消費者還元事務局

キャッシュレス・消費者還元事業における不当な取引に係る遵守事項のガイドライン「第 13 条の【想定される取組み】」にて記載されている内容の解釈について以下のとおり、整理いたしました。

### ① 返還請求に係る用語の明確化

#### 返還請求

補助金事務局が返還請求を登録決済事業者に対して行うのは、原則、以下の場合であり、対象の登録決済事業者に個別に通知されます。

(ア) 額の確定の際、キャンセル取引や不当な取引等により、精算払金額より概算払金額が超過した場合

(イ) 額の確定後に交付金額の中にキャンセル取引や不当な取引等が含まれていたことが発覚した場合

※事務局による補助金額の審査（いわゆる無効化、2%、5%問題に係る対応）によって額の確定通知時点では還元率変更の対象決済データは除外処理済みであることを前提としているため、ガイドライン別紙③における「返還請求」については「額の確定通知の送付」と読み替えて、登録決済事業者間の損失負担の処理を実施することは妨げるものではないと整理しています。この場合、登録決済事業者間にて返還請求を実施する際には、登録決済事業者が補助金額の審査において除外処理済みの対象決済データを精査した上で、対象の登録決済事業者へ請求を行うことが可能です。

既に付与されたポイント還元等又は既に行った加盟店手数料引下げの原資を交付しない場合  
(※遵守事項第 12 条 1 項より)

事務局又は登録決済事業者が対象の決済について、不当であると判断し、補助対象経費から除外した場合を指します。

補助金事務局から当該請求を受け、又は交付を受けられない旨の通知を受けた日から起算して 60 日以内

(※遵守事項第 13 条 2 項より)

「額の確定通知」または「返還請求通知書」を登録決済事業者が事務局から受領した時点を起算点とします。

② 返還請求に伴う登録決済事業者間の損失負担

「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」第 12 条及び 13 条を参照してください。

なお、返還請求の効力発生日は、登録決済事業者が「額の確定通知」または「返還請求通知書」を受領した時点を起算点とします。

③ その他

不当な取引の対象取引に係る会員・加盟店との関係などにおいて、登録決済事業者が、額の確定通知および返還請求通知書の受領前に不当な取引の発生にあたり、事務局から受領する確認書（不当な取引の発生状況確認書）などを基に、自社にて発生した不当な取引に係る返還請求対象分に相当する金額を対象の取引に係る会員・加盟店に対し、予め返還請求に相当される金額の請求を実施することは、補助金事務局として妨げません。

以上

※参考（第十二条、第十三条抜粋）

第十二条 第二条第三項各一号から第六号までに規定する不当な取引が発生した際に、補助金事務局が登録決済事業者に対して補助金適化法、交付規程又は公募要領に基づいて当該不当な取引に係る消費者還元補助又は加盟店手数料補助の既交付額について返還請求した、又は既に付与されたポイント還元等又は既に行った加盟店手数料引下げの原資を交付しない場合の最終的な損失は、次の各号（加盟店手数料補助については第二号及び第三号に限る。）に掲げる類型ごとに、それぞれ当該各号に定める者が、それぞれ当該各号に定める割合を負担するものとする。

一 第二条第三項第一号 A型決済事業者 十割

二 第二条第三項第二号及び第三号 A型決済事業者及びB型決済事業者又は準B型決済事業者 それぞれ五割

三 第二条第三項第四号から第六号まで B型決済事業者又は準B型決済事業者 十割

2 前項の規定に関わらず、第二条第三項第一号に規定する不当な取引に加盟店が関与している場合及び同項第四号から第六号までに規定する不当な取引に会員が関与している場合には、損失負担の割合は、A型決済事業者及びB型決済事業者又は準B型決済事業者がそれぞれ五割とする

3 第一項第二号に定める負担割合は、第二条第三項第二号又は第三号に規定する不当な取引に加盟店が関与していない場合には適用せず、A型決済事業者が十割負担するものとする。

第十三条 第二条第三項各一号から第六号までに規定する不当な取引が発生した際に、補助金事務局がA型決済事業者に対して補助金適化法、交付規程又は公募要領に基づいて当該不当な取引に係る補助金の既交付額について返還請求した、又は既に付与されたポイント等の原資を交付しない場合には、当該A型決済事業者は、不当な取引に係る当該会員に対して、可能な限り、既に付与したポイント等又はその相当額の返還を請求しなければならない。

2 当該不当な取引が第二条第三項第二号から第六号までに該当するとの理由により補助金事務局から前項の返還請求を受け、又は補助金の交付を受けられない場合には、A型決済事業者は、会員に対して前項の請求を行ったものの、既に付与したポイント等又はその相当額の返還を受けられなかった場合に限り、補助金事務局から当該請求を受け、又は交付を受けられない旨の通知を受けた日から起算して60日以内に限り、既に付与したポイント等の相当額のうち前条第一項各号に規定するB型決済事業者又は準B型決済事業者の負担分を請求することができる。

3 前二項の規定は、B型決済事業者又は準B型決済事業者が、不当な取引の発生を予めA型決済事業者に対して警告したにも関わらず、A型決済事業者が当該不当な取引に係る会員に対して、ポイント等による消費者還元を行った場合には適用しない。

4 第二条第三項各一号から第六号までに規定する不当な取引が発生した際に、補助金事務局がB型決済事業者又は準B型決済事業者に対して補助金適化法、交付規程又は公募要領に基づいて当該不当な

取引に係る補助金の既交付額について返還請求した、又は既に付与されたポイント等若しくは既に行った加盟店手数料引下げの原資を交付しない場合には、当該B型決済事業者又は準B型決済事業者は、不当な取引に係る当該加盟店に対して、可能な限り、既に付与したポイント等若しくはその相当額又は既に行った加盟店手数料引下げ相当額の返還を請求しなければならない。